容器再検査対象容器一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 容器の種類＊１ | ガスの種類 | 残ガス回収した容器か否か（可燃性ガス又は毒性ガスを充塡する容器のみ） | その他の  条件＊２ | 内容積＊３  （単位：㍑） |
|  |  |  |  |  |

「＊１容器の種類」は、以下から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器

「＊２その他の条件」は、容器の種類が、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器の場合のみ、以下の①～④のうちいずれかの番号で選択して下さい。（容器則第２６条第１項第３号イ）

○加圧試験による耐圧試験を実施する容器

①　破壊に対する安全率が３．５以上となるように肉厚を定めた容器であって内容積が２リットル以下のもの（金属ライナー製一般複合容器を除く。）

②　高圧ガス運送自動車用容器

③　プラスチックライナー製一般複合容器

○膨張測定試験による耐圧試験を実施する容器

④　上記①～③以外の容器

また、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち超音波探傷試験を実施する継目なし容器については⑤を選択して下さい。（容器則第２６条第１項第５号）

「＊３内容積」は、条件を付す場合のみ記載して下さい。